

平成30年6月29日

報道機関各位

長岡市商工部工業振興課長
財務部資産税課長



市内企業の設備投資を支援！ 先端設備等導入計画の認定申請受付開始！

要件を満たせば、
固定資産税が3年間ゼロに！

長岡市は、設備を新たに導入し、年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む計画を策定した企業に対し、固定資産税をゼロにする制度の運用を開始します。

つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、周知にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

先端設備等導入計画

- 1 対象企業** 年平均3%以上の労働生産性向上を見込む市内の中小企業
※業種によって資産額、従業員数が異なります
- 2 対象設備** 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
- 3 支援内容**
 - ・ 認定を受けた導入設備にかかる固定資産税が、一定の要件を満たす場合、特例により3年間ゼロになります。
※固定資産税の特例の適用を受けるには別途手続きが必要です（裏面参照）
 - ・ 国が実施している補助金（中小企業庁のものづくり・サービス補助金、持続化補助金、サポイン補助金、経済産業省のIT補助金）で優先採択の対象となります。
- 4 申し込み**

6月26日（火）から、市ホームページに掲載してある資料を添えて、工業振興課へ

※詳細は長岡市ホームページをご覧ください。

URL：<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate01/seisanseikojo.html>

■「先端設備等導入計画」概要

「生産性向上特別措置法（平成30年6月6日施行）」に基づき、市は「導入促進基本計画」を策定しました。市内に事業所を有する中小企業者はこの計画に沿って「先端設備等導入計画」を策定するとともに、市は計画を審査し、要件を満たす場合は認定します。

問い合わせ

【先端設備等導入計画に関すること】	工業振興課	TEL0258-39-2222
【固定資産税の特例措置に関すること】	資産税課	TEL0258-39-2213

「固定資産税の課税標準の特例措置」について

特例の適用を受けるには、償却資産申告時に手続きが必要です。

<固定資産税の特例適用を受けるための要件>

要件	内容
対象者	資本金 1 億円以下の法人又は、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する 下記の設備(「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須) 【減価償却費の種類(最低取得価格)／販売開始時期】 ◆機械装置(160 万円以上／10 年以内) ◆測定工具及び検査工具(30 万円以上／5 年以内) ◆器具備品(30 万円以上／6 年以内) ◆建物附属設備※(60 万円以上／14 年以内) ※償却資産として課税されるものに限る。
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を最初の 3 年間ゼロに軽減
適用期間	平成 33 年 3 月 31 日まで